



5月31日は「世界禁煙デー」
5月31日～6月6日は「禁煙週間」です

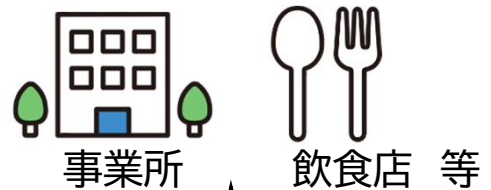
みんな知っている? たばこのルール

個人も事業所もみんなルールを知って守って
望ましい受動喫煙のない社会をつくろう!

原則敷地内禁煙の施設



原則屋内禁煙の施設



※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた
場所に喫煙場所を設置することができる。

各種喫煙室を設置する場合...

喫煙専用室等の設置が必要

※喫煙可能室
以下の要件を満たした飲食店のみ
(経過措置)であり、届出が必要

- 令和2年4月1日時点で営業している
- 個人または中小企業
- 客席面積が100㎡以下

喫煙可能室※



喫煙○
飲食○

施設の全部
または一部に
設置可

喫煙専用室



喫煙○
飲食×

施設の一部に
設置可

加熱式たばこ専用喫煙室



喫煙△
飲食○

施設の一部に
設置可

標識の掲示が必要

滋賀県のホームページで標識例を掲載しております。
以下の二次元コードよりホームページをご確認ください。



滋賀県イメージキャラクター
チャップフィー



(例)

